

# 補助金評価概要

No.	所管課	事業名		交付目的	補助開始年度	30年度 予算案 (千円)	29年度 予算 (千円)	所管課評価（今後の方針・取組・改善策）	行財政改革推進本部検討結果			計画との関連性	
		補助金名							評価	見直し等の理由	継続に関する意見	後期基本計画 個別施策	実行プラン
1	安心安全課	生活安全対策関係費	防犯カメラ設置費補助金	町会・自治会、商店街等が設置する防犯カメラの整備に係る費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、安心で安全なまちづくりの実現に寄与する。	H25	2,200	3,000	当該補助金の補助率向上により地域団体からの要望は増加傾向にある。市での防犯カメラ設置は駅前等人の集まりやすい場所を重点的に設置しており、住宅地への設置については、地域団体等の設置する防犯カメラにより推進していきたいと考えている。防犯意識啓発の一助として防犯カメラ設置への補助は引き続き行いたい。	継続				●
2	安心安全課	安心で安全なまちづくり関係費	安心で安全なまちづくり地域協議会補助金	泊江市安心で安全なまちづくり基本条例第17条の規定に基づき設置された泊江市安心で安全なまちづくり地域協議会の事業に要する経費の一部を補助することにより、安心で安全なまちづくりの取組の推進を図ることを目的として交付する。	H25	265	265	今後は、地域で安心安全を目的として活動する団体同士の連携を深めていけるよう、地域協議会が各団体の活動内容を把握し、複数の団体が連携して実施できるような安心安全啓発事業を提言していく。また、「泊江市安心で安全なまちづくり基本条例」に規定する多分野の施策について、課の枠を越えて推進していく。	継続		補助金の用途の大半がキャンペーングッズの購入費用であるため、協議会の主体的な活動の充実が図られるような経費にも補助金を活用していただきたい。		●
3	地域活性課	中小企業者事業資金融資あっ旋等関係費	小口・小規模企業事業資金融資あっ旋に伴う利子補給・信用保証料補助金	市内中小企業者の経営の安定及び創業者の資金支援を目的とする。  (補助開始年度) 創業支援 H22 研究開発支援 H25	H12	6,993	7,269	中小企業者を取り巻く環境は年々変化をしており、依然として厳しい状況である。そういった状況の中、円滑な資金調達をサポートする本事業は、中小企業支援策として有効であると考えられる。 今後も、本事業を継続して実施するとともに、より多くの方に利用してもらえるように、利率改定などを検討する。	継続		融資金の利率が平成13年度以降変更されていないため、金融機関との次回以降の契約時には見直しを図ること。 研究開発資金及び創業開発資金については、より多くの事業者に利用されるよう制度の周知に努めること。	■	
4	高齢障がい課	障がい者通所施設等支援事業	心身障がい者生活介護事業所運営費補助金	生活介護事業所の安定的な運営を図る。	H25	0	1,350	平成29年度中に仮園舎跡地の福祉作業所に統合される3事業所の一つであるため、平成30年度以降は第三者からの借地による固定資産税及び都市計画税並びに賃借料が発生せず、補助金も不要となるため、本事業は廃止する予定である。	廃止	当該作業所の移転統合により補助が不要となるため廃止とする。		■	
5	高齢障がい課	障がい者日中活動系サービス推進事業	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	日中活動系サービスを利用する障がい者の福祉の向上を図る。	H23	36,937	39,354	障がい者が地域において日中に過ごす場を提供する事業所への補助であり、生活介護・自立訓練・就労支援といったサービスを受けることは、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できることにつながるとともに、社会参加や障がいへの理解促進に寄与するものである。これらの事業所の安定的な運営を図るために、当該補助を続けることは必要である。	継続			■	
6	高齢障がい課	発達障がい者（児）支援事業	発達障がい児学習支援事業補助金	発達障がい児又はその疑いのある児童生徒の状況に応じた個別かつ専門的な指導を行っているNPO法人等の安定的な運営を図り、発達障がい児等の学習を支援する。	H25	1,200	1,200	発達障がいのある子どもの学習支援と、適切な支援が行われないことにより生じる二次障がいの予防を目的とし、市内のフリースクールを運営する1団体に対し補助を実施している。発達障がいまたはグレーゾーンといわれる子どもは年々増加傾向にあり、集団生活を苦手とする児童生徒が必要な学習支援を受けられる場の安定的な運営を図るためには、当該団体に補助を続けることは必要である。	継続			■	
7	高齢障がい課	障がい児通所施設等支援事業	障がい児通所施設等支援事業補助金	市内で地域デイグループ事業を実施していた法人が、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業の実施に移行した場合に伴う激変緩和の対策として、この法人に対し家賃の一部を補助することにより、事業実施のための活動場所を確保し、経過措置として移行後の安定した事業の継続を保障する。	H24	6,840	6,840	児童発達支援・放課後デイサービスの利用者は年々増加している。当該サービスを提供できる市内事業所は依然として不足しており、市外事業所を利用する児童も多くいることから、障がい児福祉の向上を図る上で、市内事業所の安定運営に寄与する本補助金の必要性は大きい。安心・安全な活動場所の確保という点から、家賃に対する補助に限定しており、使途も明確である。 一方、制度改正に伴う激変緩和が目的であることや、事業者の経営状況やサービス報酬の動向等を踏まえ、自主的な運営を目指し、必要に応じて補助額の見直し等の検討を行っていただきたい。	見直し	法内移行に伴う激変緩和措置という交付目的に鑑みれば、当初の目的は達成されたと判断し、廃止が妥当である。また、その後、新規の事業所が参入している実態もある。 しかしながら、財務内容を見ると給付費等だけでは事業を継続することが厳しいと思われる事業所もある。そのため、段階的に補助金を縮小できるような障害児通所支援給付費内での運営を促すこと。	■		
8	児童青少年課	保育所等児童運営費	認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金	認証保育所等を利用する児童の保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。	H25	10,997	12,208	負担軽減補助金は、待機児童の解消に向けて、認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上のための一助にもなっている。	継続				●
9	児童青少年課	保育所等児童運営費	家庭福祉員運営費補助金	児童の保育について技能及び経験を有する者がその家庭において、保育を要する児童を保育する制度を実施することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする。	H13	19,079	19,079	近年は当市においても待機児が解消できておらず、家庭福祉員は貴重な受け皿となっている。都補助要綱の改正に伴い家庭福祉員に対する運営費補助金額は増加している。	継続				●
10	指導室	指導一般事務費	特別支援教育学校行事補助金	泊江市立学校の通常学級に在籍する特別支援教育対象児童及び生徒の私費負担を伴う学校行事への円滑な参加を促すため、学校として特別な配慮が必要となる場合において、当該配慮にかかる経費を補助することを目的とする。	H22	141	204	平成27及び28年度においては、支援員にかかる交通費、宿泊費、見学料、謝礼に対して補助を行っている。学校に補助金について周知を徹底し、配慮が必要な児童・生徒が経費面で学校行事に参加できないことがないように引き続き支援をしていくとともに、他の児童・生徒との公平性を考慮し補助金の適正な執行を行っていく必要がある。	継続			■	

継続 8  
見直し 1  
廃止 1